

[商品概要説明書]

青い森しんきん「預け上手」

2025年4月1日現在

1. 商品名	青い森しんきん「預け上手」
2. 販売対象	・個人の方のみ
3. 販売期間	・2025年4月1日(火)～2026年3月31日(火)
4. セット内容	・「定期預金(3ヶ月もの)」+「投資信託」
5. 取扱店	・「投資信託の申込店」とします。
6. 定期預金	
(1) 預入(受入)	
① 預入(受入)方法	・取扱期間内に「投資信託」のご購入と「定期預金(3ヶ月もの)」のお預け入れを同時に行っていただきます。
② 預入金額	・「定期預金」と「投資信託」の取引名義は同一とします。 ・10万円以上・お申込み総額の50%以下 ※ただし、投資信託の購入金額(購入時手数料、消費税を含む)が上限となります。
③ 預入期間	・3ヶ月(元金・元利金継続)
④ 預入単位	・1円単位
(2) 払戻(受取方法)	・満期日以後に一括して支払います。
(3) 利息	
① 適用利率	・年利2.0%(税引後金利年1.593%) (但し、NISA口座による購入の場合は年利4.0%(税引後年利3.187%)) ・初回お預入時の適用となります。 ・継続日以後の適用金利は、満期日におけるスーパー定期または大口定期3ヶ月ものの店頭表示金利となります。 ・最新の金利については店頭もしくは当金庫ホームページでご確認ください。 ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした、1年を365日とする日割計算になります。
② 利払方法	
③ 計算方法	
(4) 税金	・お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
(5) 中途解約時の取扱い	・本定期預金は満期日前の解約ができません。ただし、当金庫がやむを得ないと認め本定期預金を満期日前に解約する場合には、預入日にさかのぼって上乗せ利率を取り消すものとします。 ・また、そのお利息は預入日から解約日前までの日数について、スーパー定期、大口定期所定の方法によって算出される中途解約利率により計算し、本定期預金とともに支払います。 ・なお、大口定期につきましては、金利環境の変化等により適用となる中途解約利率が「0%」となる場合があります。
(6) 付加できる特約事項	・個人のお客さままでマル優対象の方は、非課税でのお取扱いができます。
(7) 手数料	

(8)苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時、電話:0800-080-5100)にお申し出下さい。</li> <li>・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客さまから上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。            なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li> </ul>
(9)その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この定期預金は、他の優遇金利定期預金との金利上乗せの併用はできません。</li> <li>・証書式または通帳式で取扱います。            ※ただし、総合口座には組み入れできません。</li> <li>・この定期預金は、自動継続定期預金で取扱います。</li> <li>・元金または元利金継続扱いのいずれでも取扱います。</li> <li>・金利環境等の変化により、取扱いを中止または販売条件等を変更させていただく場合があります。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合にはそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)</li> </ul>

## 7. 投資信託

(1) 購入 ①購入金額 ②購入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10万円以上(※購入時手数料・消費税を含む)・お申込み総額の50%以上</li> <li>・1万円単位</li> </ul>
(2) 対象ファンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫取扱ファンド(購入時手数料1%未満の投資信託を除く)</li> <li>・ただし、インターネットまたは定時定額によるご購入分については対象外といたします。</li> <li>・複数ファンドの同時購入も対象です。</li> </ul>